

性暴力等被害発生時の初動対応フロー

ケースに応じて
協力依頼

豊島区性暴力等対応チーム

教育	教育委員会、学校
医療	医師(当該校学校医等)
心理	スクールカウンセラー
福祉	スクールソーシャルワーカー
法律	スクールロイヤー、弁護士、警察関係、学識経験者 等
区長 部局	危機管理監、子ども家庭部長、児童相談所長、児童相談課長、子ども家庭支援センター所長 等

教育委員会の対応

相談窓口の
周知啓発

教職員への
服務研修

○児童等からの相談・目撃
○保護者からの相談

専門家の協力を
得た調査

○被害児童等の
尊厳の保持
○客観的な事実
の確認

告発義務の
確実な履行

○専門家への
協力要請相談
○学校、警察との
連携、弁護士への
相談

児童相談所
との調整

○事案に応じ
て、学校、
児童相談所
と連携

事実
確認

○内容に応じ、
聴き取り

相談時の留意点：都通知《初動対応P6～》

日常的
な取組

被害の
発見

○教職員による発見
○第三者相談窓口からの報告

教育委員会
への第一報

疑いが生じた時点で

警察への
通報・相談

保護者への
第一報

○警察への通報相談
○専門家への協力要請の
相談

○犯罪であるときは、
直ちに通報
○犯罪かどうか迷うとき
は、ためらわず相談

○被害届提出の確認
○今後の対応説明

事実
確認

○性暴力等が疑わ
れる教職員への
聴き取り
○被害児童等への
聴き取り
○客観証拠の確保

児童等の保護・
初期支援

○被害児童等への
初期支援対応
○被害児童等と性
暴力等を行った
教職員との接触
の遮断

事実確認結果
の報告等

○教育委員会への報告
○犯罪の事実が明らか
になったら警察へ通報
○児童福祉審議会への
報告
(子どもスキップ事案のみ)

聴き取り時の留意点：都通知《初動対応P14～》

学校・園等の対応

風通しの良い
環境・コミュニ
ケーション

教職員への
服務研修